

賃貸住宅専用 (共同保険対応版)

# あんしん住まいる家財保険

保険期間 …… 2年

保険料 …… 一括払い



緑

## の保険契約ハンドブック

火災や水災などに備えて、賃貸住宅に住む人へお部屋の保険に入ることをお勧めしています。  
この本には、お部屋の保険契約についての大切な内容が載っています。必ず読んでください。

vol. 9.0

転居のときは下記の手続きをお願いします。

解約

もしくは

住所変更

詳しい手続きは  
コチラ!



解約時は残存月数に応じた金額が返金されます。

または 12ページへ

# お客さまへ

このたびは、当社の『あんしん住まいる家財保険』にご加入いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、現代社会の暮らしは、様々なリスクと隣り合わせと言っても過言ではありません。風水害や雷などの自然災害のリスクもさることながら、失火や水漏れ、盗難などの人為的なリスクまで、数え上げるときりがありません。

この保険契約ハンドブックでは、不幸にして損害を被ってしまったときに、どのような補償が受けられるのかや、保険金の手続き方法、契約に関する注意事項まで詳しく記載しております。

保険契約とは一般的にわかりにくいものですが、できるだけ「わかりやすく」「使いやすく」をモットーに作られたのが、このハンドブックです。お客さまにおかれましても**必ずお読みいただき、お手元に大切に保管**くださいますようお願い申し上げます。



## 目次

契約コースの選び方 .....	P. 1
契約コースの種類と補償内容 .....	P. 2
保険金のお支払い例 .....	P. 4
保険金請求方法 .....	P.10
中途解約・契約内容の変更 .....	P.12
重要事項説明書 .....	P.14
約款・特約条項 .....	P.26
諸手続用紙 .....	P.48

# 契約コースの選び方

家財保険の加入にあたっては、契約コースを選んでお申し込みください。  
入居者さまの家財の資産額に見合った保険金額のコースを選びましょう。

## 家財の資産額と保険金額の関係



家財の  
資産額  $>$  保険金額

保険金額が資産額を下回るため、  
十分な補償を得られない。



家財の  
資産額  $=$  保険金額

資産額に見合っている。



家財の  
資産額  $<$  保険金額

保険金額が資産額を上回るため、  
保険料を払いすぎてしまう。

## 家財の資産額(目安)の算出方法

入居者の年齢や、同居人数、同居者の年齢から、家財の評価額の目安を算出できます。

### 家財簡易評価表

ご年齢	世帯構成	同居の人数による加算額		
	基本金額	ご本人 a	配偶者 b	大人1名 c
20歳代	250万円	+250万円	+130万円	+80万円
30歳代	300万円	+300万円	+130万円	+80万円
40歳代	400万円	+400万円	+130万円	+80万円
50歳代以上	500万円	+500万円	+130万円	+80万円

### 家財の資産額の算出方法

$$a + b + c \times \text{人数} + d \times \text{人数} = \text{目安金額} \quad \text{万円}$$

- ※ 簡易評価金額が保険金額の限度額の1,000万円を超える場合でも、選択した契約コースでのお引受けとなります。
- ※ 家財保険金額設定の目安は国税庁ホームページに掲載の災害時の「住宅・家財等の損失額の算定方法について」の中から「家族構成別家財評価額」を参考に、賃貸入居者用として作成しております。

### 具体例

#### 30歳代独身で両親と同居の場合

**a** の30歳代 ▶ 300万円  
**c** が2人 ▶ 260万円 (130万円×2)  
**合計** 560万円

A  
2  
コース

#### 40歳代夫婦に親1名、子ども2名(18歳未満)の場合

**a** の40歳代 ▶ 400万円  
**b** の40歳代 ▶ 400万円  
**c** が1人 ▶ 130万円  
**d** が2人 ▶ 160万円 (80万円×2)  
**合計** 1,090万円

A  
4  
コース

資産の目安がわかったら次のページからコースを選びましょう!

# 契約コースの種類と補償内容

## 契約コース表 あんしん住まいる家財保険



入居者さま所有の家財の額を参考に以下の契約コースから選択してください。資産額の算出方法は **1ページ** をご覧ください。

保険金名		A1コース	A1sコース	A2コース	A3コース	A4コース
家財保険	<b>損害保険金</b> 火災、落雷、漏水などの事故によって家財に損害が生じた場合に支払います。					
	<b>盗難保険金</b> 盗難により家財に損害が生じ、警察への盗難届が受理された場合に支払います。 ※ 家財の種類により支払限度額が異なります。	<b>250万円</b>	<b>350万円</b>	<b>550万円</b>	<b>850万円</b>	<b>1,000万円</b>
	<b>水害保険金</b> 床上浸水により家財が損害を被った場合に支払います。					
賠償	<b>入居者賠償責任保険金</b> 貸主、または第三者に対し損害を与え、法律上の賠償責任を被った場合に支払います。	<b>2,000万円</b>	<b>2,000万円</b>	<b>2,000万円</b>	<b>2,000万円</b>	<b>2,000万円</b>
費用保険	<b>失火見舞費用保険金</b> 損害保険金が支払われる場合で、火災、破裂または爆発により第三者に被害が及んだ場合に支払います。 ※ 一被災世帯あたり20万円を限度とし、かつ、損害保険金額の20%を限度に保険金を支払います。	<b>50万円</b>	<b>70万円</b>	<b>110万円</b>	<b>170万円</b>	<b>200万円</b>
	<b>ドアロック交換費用保険金</b> 盗難もしくは盗難未遂による再発防止のためドアロックを交換した場合に支払います。	<b>3万円</b>	<b>3万円</b>	<b>3万円</b>	<b>3万円</b>	<b>3万円</b>
	<b>修理費用保険金</b> 火災、漏水、盗難などの事故によって、借戸室に生じた損害の修理費用を入居者が負担した場合に支払います。	<b>100万円</b>	<b>100万円</b>	<b>100万円</b>	<b>100万円</b>	<b>100万円</b>
	<b>地震転居支援保険金</b> 地震等で借戸室が半壊以上の被害に遭い、転居した場合に支払います。 (り災証明書が必要)	<b>5万円</b>	<b>5万円</b>	<b>5万円</b>	<b>5万円</b>	<b>5万円</b>
	<b>残存物取片づけ費用保険金</b> 損害保険金が支払われ保険の目的の残存物取片づけ費用が発生した場合に、損害保険金の10%に相当する額を限度に支払います。	<b>25万円</b>	<b>35万円</b>	<b>55万円</b>	<b>85万円</b>	<b>100万円</b>
	<b>競売物件敷金保険金</b> 入居物件が抵当権の実行により競売され、旧賃貸人から敷金等が返還されなかった場合に支払います。	<b>30万円</b>	<b>30万円</b>	<b>30万円</b>	<b>30万円</b>	<b>30万円</b>
<b>保険料(2年一括払い)</b>		<b>15,000円</b>	<b>17,000円</b>	<b>20,000円</b>	<b>25,000円</b>	<b>27,000円</b>

上記の金額はお支払する保険金の最高限度額となります。詳しくは約款をご覧ください。

### 入居者賠償責任保険について

入居者賠償責任保険は、**大家さんに対する賠償責任保険(借家人賠償責任保険)**と、**第三者に対する賠償責任保険(個人賠償責任保険)**からなります。なお、大家さんに対する賠償責任保険(借家人賠償責任保険)は、入居者さま(被保険者)の責めに帰すべき事故(火災、破裂または爆発、漏水)により発生したものに限り補償の対象となります。また、漏水事故の原因となった給排水設備自体の損害の賠償責任は補償の対象外です。

- 共同保険の引受割合は、日本共済株式会社とすまい共済株式会社それぞれで50%となります。幹事会社については保険証券、マイページ等の記載でご確認ください。